

81	建設局	無電柱化の推進																
事業概要	<p>都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的に、国や区市町村、関係事業者と連携し、無電柱化を積極的に推進している。</p> <p>また、面的な広がりを持った無電柱化の推進に向け、区市町村道の無電柱化事業に対する補助制度を拡充し、区市町村の無電柱化も進めている。</p>																	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年度から7期にわたり無電柱化推進のための計画を策定し、主に電線共同溝方式による無電柱化事業を進めている。事業の実施にあたっては、都の施工に加え、(公財)東京都道路整備保全公社を活用するとともに、電線管理者が所有する既存ストック(管路やマンホール等の施設)を活用した整備により、事業を推進している。 平成29年6月に無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした、「東京都無電柱化推進条例」を都道府県で初めて制定した。 あわせて、都が管理する都道及び指定区間外国道を対象とし、道路法第37条第1項の規定により電柱の新設を禁止した。 平成30年3月には条例第7条に基づき、今後10年間の都が進める無電柱化について基本的な方針や目標を定めた「東京都無電柱化計画」を策定した。 これまでの整備により、令和2年度末現在、都道の整備対象延長2,328kmのうち、1,021kmを地中化し、地中化率は44%である。 一定の進捗は図られてはいるが、近年、激甚化する自然災害に備えるためにも、更なる無電柱化の推進が必要である。このため、都道、臨港道路、区市町村道などにおいて、島しょ地域も含め、これまでの歩み以上に無電柱化の取組を加速させるため、令和3年2月に、都道のスピードアップなど7つの戦略からなる「無電柱化加速化戦略」を策定した。 「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、令和3年6月、条例等に基づく「東京都無電柱化計画」を改定した。この中で、2040年代に向けた無電柱化の基本的な方針や目標を定めるとともに、今後5か年の整備計画を示した。 区市町村道の無電柱化促進のため、平成29年度から「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して工事費等を全額補助するなど、財政支援を拡充した。この度、事業の認定期限を令和5年度末まで3か年延長させ、さらに多くの区市町村がこの制度を活用できるよう支援強化を行っている。 令和元年度からは頻発する自然災害への備えとして、「防災に寄与する路線(防災緊急パッケージ)」の補助率を拡充した。令和3年度からはこれまでの工事費に加え、設計費等についても補助対象(補助率1/2)とし、区市町村に対する財政支援を強化することで、区市町村道の無電柱化の一層の促進を図っていく。 <p>○都道における無電柱化の整備状況(令和2年度末現在)</p> <table border="1" data-bbox="363 1765 1297 1919"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備対象延長(km)</th> <th>整備済延長(km)</th> <th>地中化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部</td> <td>1,288</td> <td>803</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>多摩</td> <td>1,040</td> <td>218</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>2,328</td> <td>1,021</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>			整備対象延長(km)	整備済延長(km)	地中化率(%)	区部	1,288	803	62	多摩	1,040	218	21	全体	2,328	1,021	44
	整備対象延長(km)	整備済延長(km)	地中化率(%)															
区部	1,288	803	62															
多摩	1,040	218	21															
全体	2,328	1,021	44															

現在の進行状況	<p>センター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成している都道において、令和元年度末までに無電柱化が概ね完了した。</p> <p>引き続き、令和3年6月に改定した「東京都無電柱化計画」における都道の整備目標として定めた、震災対策上、重要な位置付けにある環状七号線をはじめとする第一次緊急輸送道路や環状七号線の内側エリア、主要駅周辺などの道路において整備を進めている。</p> <p>○ 令和3年度事業 環状七号線や多摩ニュータウン通りなど（約41km） 区市町村補助（22区14市1町）</p>	
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、激甚化することが想定される台風災害が起こっても、停電や通信障害を発生させないため、国、町村、電線管理者とも連携し、島しょ地域ならではの簡易な整備手法などを確立させ、無電柱化の普及・拡大を図っていくとともに、令和3年度内に整備箇所等を示した島しょ地域の整備計画を策定する予定である。 ・区市町村への支援では、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」について、令和3年度は34区市へ支援を行っていく。あわせて、区市町村が設置する技術検討会に職員が参加する等、技術支援を強化していくことで区市町村の無電柱化を一層促進していく。 ・また、「防災に寄与する路線（防災緊急パッケージ）」について、令和3年度は12区市町に対して支援を行っていく。 ・無電柱化の重要性について、都民に理解と関心を深めてもらえるよう、SNSやデジタルサイネージなど様々な媒体を活用するとともに、11月10日の「無電柱化の日」に合わせて、啓発イベントなどを通して、広く都民に無電柱化の意義や効果を積極的に発信していく。令和3年度は、通勤や通学など日常生活で利用する道路の電柱や電線の存在を再認識し、無電柱化の意義や効果を実感していただくことを目的として、フォトコンテストを開催する。 ・さらに、無電柱化の事業箇所においても、工事の手順や事業完了後の街並みを示したPR看板を設置するなど、事業の必要性や効果を広く都民へ訴えていくことで、理解と協力を得ながら事業を推進していく。 	
問い合わせ先	建設局 道路管理部 安全施設課	電話 03-5320-5305